

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

川崎市、神奈川県

2 構造改革特別区域の名称

国際環境特区

3 構造改革特別区域の範囲

川崎市の区域の一部（川崎市川崎区の区域のうち県道東京大師横浜以南の区域）

4 構造改革特別区域の特性

【産業の状況】

川崎臨海部地域は、京浜工業地帯の中核で、戦後、日本を代表する装置型産業が急速に成長し、日本経済の復興に多大な貢献を果たしてきた。

近年では、いわゆる産業の空洞化により区域面積2,800ヘクタールのうち、低・未利用地が約220ヘクタールにも及んだ時期があったが、平成16年度に京浜臨海部再編整備協議会（神奈川県・横浜市・川崎市で構成）が行った臨海部立地企業アンケートによると川崎臨海部の低・未利用地は26.4ヘクタールに減少している。この低・未利用地の減少は、昨今の景気の回復状況や企業努力、製造業の国内回帰現象、大規模な開発を見据えた物流を中心とした企業進出などの要因があげられるが、中には未活用の土地を計画用地に変更し低・未利用地から外れたものもある。

このように川崎臨海部の産業の状況は、再生に向けて前進しているものと思われるが、今後の経済動向や産業構造の転換によっては楽観視できない状況にあるため、さらに国際環境特区の取組みを進め、諸施策を推進する必要がある。

【川崎臨海部再生のポテンシャル】

川崎臨海部において、自動車産業や電気機械産業を支えてきた、極めて裾野の広い企業群の集積は、産業用機械の研究開発や製造を幅広く支えることのできる優れたものづくり技術の蓄積を有している。

同時に、この地域における高度成長期の旺盛な生産活動は、代償としての深刻な環境問題を招来したが、その環境問題を克服する過程で、川崎臨海部立地企業は、先端的な環境技術を保有するに至っている。

さらに、この地域においては、経済のグローバル化や世界的な生産構造の

変動を背景に、海外進出を図り国際的に活躍する企業が現れる中で、近年では研究開発型産業へと機能転換を図る企業や新たな産業の創出を目指す企業も現れてきており、ロボットやナノテクなどの研究開発拠点も立地して来ている。今日の川崎臨海部における研究機関の集積は、2005年時点で31施設に及んでいる。

このように、川崎臨海部は、これまでに蓄積されて来たものづくり技術の集積を背景として、環境を始め、ロボット、石油化学、IT、ナノテクノロジー等の先端的な研究開発を中心とした新産業創出の萌芽が出始めている地域となっている。

一方、インフラ面においても、首都高速や東京湾横断道路などの高速道路網や川崎港などの港湾施設に加え、再拡張と国際化が進められている羽田空港に隣接しているなど、まさに陸・海・空の交通機能が高度に集中・結節した要衝の地となっており、首都圏という大消費地に隣接していることともあいまって、今なお高いポテンシャルを有する地域である。

5 構造改革特別区域計画の意義

【臨海部再生の基本的な考え方】

川崎臨海部地域の再生は、「かながわ京浜臨海部活性化プラン」(平成12年3月、神奈川県策定)及び「川崎市総合計画『2010プラン』」(平成5年3月策定)、「川崎市新総合計画『川崎再生フロンティアプラン』」(平成17年3月策定)に基づき、県市の重要課題として進めているものであるが、本地域の特性を踏まえ、「国際環境特区」として、環境を始め、ロボット、石油化学、IT、ナノテクノロジーなどの「先端的な研究開発の促進」と、それらを核とした「新産業の創出の促進」を中心として、本地域の再生を進めていくこととしたい。

【国際環境特区の意義】

「国際環境特区」計画では、川崎臨海部で培われたものづくりの技術と、公害・環境破壊という社会問題を克服した川崎臨海部に立地する企業の優れて多様な「環境技術」、さらには、「ロボット」・「石油化学」・「IT」・「ナノテクノロジー」等の最先端技術を中心とした「先端的な研究開発拠点の形成」と、既存産業の高度化も含めた、国際的にも通用する「新産業の創出」を目指している。国内外からの環境等関連産業・研究機関及び研究者・技術者の誘致・集積からスタートし、国際的な成果の発信にもつながる様々な施策を進めることにより、アジア地域における環境問題の克服や、地球温暖化問題をはじめとする地球環境問題に貢献するという形で、川崎臨海部地域の再生につなげていこうというものである。

本特別区においては、「環境」、「ロボット」、「IT」及び「石油化学」を対象として、優れた研究者等のより一層の集積を図るために必要となる法規制の緩和を要望するものであるが、こうした「研究開発拠点の形成」と「新産業の創出」の実現が規制の特例により加速されることにより、川崎臨海部の再生に貢献するとともに、本県あるいは日本経済全体の構造改革や活性化に貢献していくものと考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

国際環境特区計画では、環境を始め、ロボット、石油化学、IT、ナノテクを中心とした先端分野について、優れた外国人起業家及び外国人研究者の受入れ促進や、そのための地方公共団体の助成等による外国企業支店開設促進、ロボットの歩行実験のための道路使用の容認、試験研究施設の変更工事手続きの簡素化などを活用しながら「先端的な研究開発拠点の形成」を進めると同時に、それらの研究開発を核として、既存立地企業の活性化も含めた「新産業の創出」を進め、技術移転などを通じた地球環境保全への貢献などの国際貢献に循環させながら、川崎臨海部の再生を目指す。

【先端的な研究開発拠点の形成】

本特別区には、プラスチックや家電等の最先端リサイクル施設が立地していることなど、各企業の環境関連研究も進められているほか、川崎市が進めている「アジア起業家村構想」では、(協)日中ベンチャー交流促進センターと連携した外国人研究者の受入れ準備が進められている。

また、本特別区内には、レスキューを切り口とした「NPO 法人国際レスキューシステム研究機構川崎ラボラトリ」など、ロボット関連の研究機関も立地しており、特例措置を活用した外国人研究者の受入れの拡大が進められるとともに、ロボットの歩行実験のための道路使用の容認に関する特例措置を活用したレスキューロボット等の実証実験が実施されている。

一方、本特別区には、石油化学工業の研究開発機関の集積があり、石油化学に関する研究開発などの取組みも活発化しており、試験研究設備に関する特例措置を活用した研究開発の進展が期待される。

国際環境特区に関する「研究開発拠点の形成」については、国際的な研究者の受入れが具体化している。これらの「環境」と「ロボット」、「IT」等に関する研究機関を当面の受入れ対象機関として、外国人の在留資格の延長により外国人起業家、研究者等の受入れ促進を図っていくとともに、ロボットの歩行実験のための道路使用の容認による研究開発の進展を図り、「石油化学」に関する試験研究施設の変更工事手続きの緩和による研究開

発スピードの加速を図ることにより、研究開発拠点の形成を図っていくこととしたい。

【新産業の創出】

環境分野については、川崎市が「アジア起業家村構想」を進めており、外国人研究者の受入れ促進措置を始めとして、様々な関連事業を実施することにより、環境・起業・国際貢献をキーワードに、川崎臨海部企業が有する環境技術の国外供与、ビジネス及び人的交流、起業家の育成など、海外にむけたビジネスチャンスの創出と国際貢献を果たしていくとともに、地域経済の活性化と地球環境の保全を目指すこととしている。

一方、ロボット分野については、神奈川県と川崎市が中心となり、民間企業、研究者の参加による「かわさき・神奈川ロボットビジネス協議会」を設立することとしており、レスキューをはじめとする安全安心な暮らしを支えるロボット等の研究開発をより一層促進し、世界に対する技術的な情報発信を目指すとともに、研究開発活動を企業のビジネスチャンスに結び付けるロボット関連展示会や事業化プロジェクトチームの立ち上げなどの様々な関連事業を展開することにより、広くロボット関連産業の集積や活性化を促進することとしている。

また、石油化学分野についても、研究開発の促進による新産業創出が期待される。

これらの環境、ロボット、石油化学に関する研究開発拠点の形成と新産業創出の取組みや、アジア地域の起業家を中心とするベンチャーの創造と国際的に活動するような企業の立地を図り、将来的には、バイオ、医療、ITやナノテクノロジー、さらにはエネルギー関連分野も含め、大学や国などの研究施設の誘致、川崎臨海部に立地する民間研究機関との連携などを積極的に進めていくことにより、高度な技術や産業の発信の場として新産業の創出並びに国際貢献を果たしていきたいと考えている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特定事業を実施することにより、研究開発拠点の形成が促進される。

区域内における新産業の複合的な集積を実現するためには、既存産業の効果的な活用が必要となるが、外国人研究者を招へいし、国際的レベルで協同研究を行うことにより、川崎臨海部に培われたものづくり技術のさらなる高度化が図られるなかで、関連産業などの集積が現実のものとなる。また、研究開発を経て、実証実験から産業へと直結していく過程において、相当程度

の土地利用転換が見込まれることから、高い経済的社会的効果が期待できる。さらに、在留資格の「企業内転勤」による付与をインセンティブにアジア地域の外国人起業家やベンチャー企業の優秀な人材を呼び込むことができれば、相乗効果でアジア企業化村構想が推進する。

ロボットの歩行実験のための道路使用の容認に係る特例措置が適用され、実道を用いたロボットの走破性・遠隔操作性等の検証を行うことができ、より実用的なロボットの研究開発の促進につながった。

また、現在ある石油化学コンビナート事業所において、工業保安に関する特例適用が開始され、通常の変更手続きで事前説明、申請、受理等に要する1回あたり1.5ヶ月程度の期間が不要となり試験研究が加速化されている。事業者は許可取得に要する負担が軽減されるとともに、実験設備の変更が容易になることから様々な実験方法を試みることができ研究開発の促進につながっている。

特例措置等による研究開発条件の整備による研究開発拠点等関連企業の集積立地も期待され、本事業による地域経済への波及効果は大きいと考えられる。

8 特定事業の名称

- 501、502、503 外国人研究者受入れ促進事業
- 504 特定事業者に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業
- 512 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

1 関連事業

【研究開発拠点形成】

- ・テクノハブイノベーション川崎プロジェクト
(JFE都市開発株) 現在推進中
- ・大都市大震災軽減化特別プロジェクト
(文部科学省の研究開発プロジェクト) 現在推進中
- ・国際レスキューシステム研究機構 川崎ラボラトリー 現在推進中
- ・防災科学技術研究所地震防災フロンティア研究センター
川崎ラボラトリー 現在推進中
- ・大学研究室の誘致 現在協議中
- ・産業技術総合研究所の誘致 現在協議中

【新産業創出プロジェクト】

環境関連

- ・エコタウン事業（ゼロ・エミッション構想の推進）平成9年7月10日承認
 - ・大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築
（都市再生プロジェクト第1次決定） 現在推進中
 - ・廃プラスチック高炉還元施設（JFEスチール株） 現在稼動中
 - ・難再生古紙リサイクル施設（信栄製紙株） 現在稼動中
 - ・家電リサイクル施設（JFEアーバンリサイクル株） 現在稼動中

 - ・廃プラスチック製コンクリート用型枠パネル製造施設 現在稼動中
（JFE環境株）
 - ・TEPCO川崎リサイクルセンター（PCB）（東京電力株） 現在稼動中
 - ・プラスチック再原料化施設（株ペトリバース） 現在稼動中
 - ・廃プラスチックアンモニア原料化施設（昭和電工株） 現在稼動中
- ロボット関連
- ・ロボット関連展示会（神奈川県） 現在推進中
 - ・研究成果発表会（神奈川県、NPO国際レスキューシステム研究機構） 現在推進中

2 資金援助事業

- ・産業立地促進資金（設備資金支援）
- ・創業支援資金（設備資金・運転資金支援）
- ・福祉関連産業育成資金（設備資金・運転資金支援）
- ・振興資金（設備資金・運転資金支援）

3 インフラ整備事業

- ・都市再生緊急整備地域（平成14年10月25日 第二次指定）
「川崎殿町・大師河原地域」及び「浜川崎駅周辺地域」
- ・都市再生予定地域（平成14年10月4日 設定）
（臨海部幹線道路の整備） 検討中
（親水・防潮護岸の整備） 検討中
（川崎駅～南渡田周辺地区～塩浜周辺地区の鉄道整備） 検討中
- ・都市再生総合整備事業（平成14年1月31日 特定地区の指定）
「南渡田周辺地区」
（平成14年12月18日 特定地区の指定）
「塩浜周辺地区」
- ・東海道貨物支線貨客併用化 検討中
- ・国道357整備 検討中

- ・ 臨港道路の整備 (梶橋水江町線の延伸) 検討中
- ・ 臨海部幹線道路 (殿町夜光線の延伸) 検討中
- ・ 川崎アプローチ線 (川崎から浜川崎間) 検討中

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙 1

- 1 特定事業の名称
(501、502、503)外国人研究者受入れ促進事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
特区内の施設において研究活動等に従事する外国人及び当該外国人研究者の扶養を受ける配偶者又は子
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
特区計画認定の日
- 4 特定事業の内容
(1) 事業に関与する主体(かわさき・神奈川ロボットビジネス協議会の関連事業)

| | |
|-------|--|
| 機 関 | 特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構 |
| 施 設 | 特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構川崎ラボラトリー(中核となる施設) |
| 所 在 地 | 神奈川県川崎市川崎区南渡田町1番2号 |

| | |
|------|---|
| 施設概要 | <p>先端的緊急災害対応システムの研究、開発、国際協力、支援に関する事業を行い、先端的な緊急災害対応システムの国際的発展と実用化に寄与するとともに、その活動を通して科学技術及び学術の発展や安全で安心して暮らせる社会の実現に貢献することを目的とする。</p> <p>当法人は、特定非営利活動法人であるが、研究者を中心として構成されていることから、十分な研究開発活動を行える体制にある。また、文部科学省の研究開発プロジェクト「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」のコア研究機関として位置付けられていることから、研究費などの経費的な面からも、社会的な信用の面からも十分な体制にある。既に、外国人研究者の受入実績もあり、国際的な共同研究の計画も予定していることから、国際的な対応にも問題はない。</p> <p>当法人の川崎ラボラトリーは、特区において安全安心な暮らしを支えるロボット等の研究開発と事業化を目指す「かわさき・神奈川ロボットビジネス協議会」の関連事業の中核となる施設の一つとなっている。</p> |
| 分野 | 工学 |
| その他 | なし |

(2) 事業実施期間

特区計画認定の日～

(3) 事業により実現される行為

- (ア) 優秀な外国人研究者の受入れ促進による研究活動の活発化
- (イ) 外国人研究者による研究成果を活かした産業活動の活発化
- (ウ) 外国人研究者との人材交流による産学官の連携と推進
- (エ) 外国人研究者によるベンチャー企業の創出
- (オ) これらの効果による「国際環境特別区」構想の実現

(4) 整備される施設

研究に必要なその他の機能及び在留に必要な住宅・教育機能などの支援施設の整備は今後検討する。

(5) 外国人研究者の受入れについて

かわさき・神奈川ロボットビジネス協議会の関連事業

相手国及び機関

ア 韓国（国立釜山大学）

イ インド

研究内容

瓦礫環境による人命探索用蛇型ロボットの開発と自立制御

受入れ時期

平成 15 年 2 月以降、当該規制の特例措置の適用を受けており、平成 18 年度中、継続実施される「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」に係る研究開発に従事する予定である。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 神奈川県、川崎市が規制の特例措置の必要性や条件適合性を認めた根拠

南渡田地区は、JFE グループがサイエンスパークとして拠点形成を進めており、区域内の「国際レスキューシステム研究機構川崎ラボラトリー」は、文部科学省の研究開発プロジェクト「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」のコア研究機関として位置付けられ、先端的緊急災害対応システムの研究、開発、国際協力、支援に関する事業を行っていることから、県、市により大学、国及び独立行政法人などの研究所の誘致などを積極的に進めている地区である。

また、県、市の連携により、この区域の民間プロジェクトを支援するため、都市計画の見直しによる研究者等の利便性向上のための施策や研究開発拠点形成に向けて、基盤整備の推進を図っていく中で、今後、相当程度の研究開発施設の集積が見込まれる。

この区域で、特例措置の「501、502、503外国人研究者受入れ促進事業」を適用することにより、川崎臨海部企業が有する環境技術や産業技術の国外供与、ビジネス及び人材交流の迅速化、起業家の育成など、海外に向けたビジネスチャンスを創出するとともに、外国人研究者の研究成果が世界に情報発信され、ハイレベルな技術水準の維持が期待される。

この特例の実施により、川崎臨海部が培ってきた環境対策に関する技術や産業技術が効果的かつ効率的に促進され、環境関連産業やロボット関連産業の発展と集積が見込まれるとともに、これらの技術により国際貢献を果たし、地域経済の活性化と地球環境の保全を目指す「国際環境特別区」の形成が加速すると判断できることから、特例措置の必要性や要件適合性があると認められる。

(2) その他
なし

別紙 2

1 特定事業の名称

(504) 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の施設において研究、事業活動等に従事する外国人研究者、企業家及び特定事業(501、502、503)については、当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子を含む

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

4 特定事業の内容

特区内の機関、施設において特定事業「外国人研究者受入れ促進事業」(501、502、503)、「地方公共団体の助成等による外国企業支店開設促進事業」(512)を実施するに際し、特定事業「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」(504)を併せて実施することで、入国・在留諸申請の審査の迅速化を図り、外国人研究者等を活用した研究開発や、研究開発の成果を活かした事業活動等の促進を図る。

(1) 事業に関与する主体

アジア起業家村構想

川崎市国際環境特区内における「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当する、特区内に支店を開設又は勤務しようとする外国人

かわさき・神奈川ロボットビジネス協議会の関連事業

| | |
|---------|---|
| 機 関 | 特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構 |
| 施 設 | 特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構川崎ラボラトリー(中核となる施設) |
| 所 在 地 | 神奈川県川崎市川崎区南渡田町1番2号 |
| 施 設 概 要 | 先端的緊急災害対応システムの研究、開発、国際協力、支援に関する事業を行い、先端的な緊急災害対応システムの国際的発展と実用化に寄与するとともに、その活動を通して科学技術及び学術の発展や安全で安心して暮らせる社 |

| | |
|----------|--|
| | <p>会の実現に貢献することを目的とする。</p> <p>当法人は、特定非営利活動法人であるが、研究者を中心として構成されていることから、十分な研究開発活動を行える体制にある。また、文部科学省の研究開発プロジェクト「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」のコア研究機関として位置付けられていることから、研究費などの経費的な面からも、社会的な信用の面からも十分な体制にある。既に、外国人研究者の受入実績もあり、国際的な共同研究の計画も予定していることから、国際的な対応にも問題はない。</p> <p>当法人の川崎ラボラトリーは、特区において安全安心な暮らしを支えるロボット等の研究開発と事業化を目指す「かわさき・神奈川ロボットビジネス協議会」の関連事業の中核となる施設の一つとなっている。</p> |
| 外国人の活動内容 | <p>工学に関する研究活動及びこれらの研究を活用した事業活動。</p> <p>(当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む)</p> |
| その他 | なし |

(2) 事業実施期間

特区計画認定の日～

(3) 事業により実現される行為

- (ア) 優秀な外国人研究者の受入れ促進による研究活動の活発化
- (イ) 外国人研究者による研究成果を活かした産業活動の活発化
- (ウ) 外国人研究者との人材交流による産学官の連携と推進
- (エ) 外国人研究者によるベンチャー企業の創出
- (オ) これらの効果による「国際環境特別区」構想の実現

(4) 整備される施設

研究に必要なその他の機能及び在留に必要な住宅・教育機能などの支援施設の整備は今後検討する。

(5) 外国人研究者、企業家、ベンチャー企業の人材の受入れについて

アジア起業家村構想
相手国及び機関

中国（IT関連企業2社）

韓国（IT・コンテンツ関連企業1社）

研究内容、事業活動

IT及びITコンテンツ関連企業の招へい

受入れ時期

平成19年3月までに外国企業の受け入れ体制及び受入れ社決定、
同年4月以降準じ受入れ開始

かわさき・神奈川ロボットビジネス協議会の関連事業

相手国及び機関

ア 韓国（国立釜山大学）

イ インド

研究内容

瓦礫環境による人命探索用蛇型ロボットの開発と自立制御

受入れ時期

平成15年2月以降、当該規制の特例措置の適用を受けており、
平成18年度中、継続実施される「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」に係る研究開発に従事する予定である。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 神奈川県、川崎市が規制の特例措置の必要性や条件適合性を認めた根拠
南渡田地区は、JFEグループがサイエンスパークとして拠点形成を進めており、区域内の「環境・エネルギー創造研究所」は、環境型産業及び新エネルギー開発のための技術育成の中核をなす場として、研究活動と研究成果の情報発信に取り組んでいるとともに、「国際レスキューシステム研究機構川崎ラボラトリー」は、文部科学省の研究開発プロジェクト「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」のコア研究機関として位置付けられ、先端的緊急災害対応システムの研究、開発、国際協力、支援に関する事業を行っていることから、県、市により大学、国及び独立行政法人などの研究所の誘致などを積極的に進めている地区である。

また、県、市の連携により、この区域の民間プロジェクトを支援するため、都市計画の見直しによる研究者等の利便性向上のための施策や研究開発拠点形成に向けて、基盤整備の推進を図っていく中で、今後、相当程度の研究開発施設の集積が見込まれる。

この区域で、特例措置の「504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」は、特例措置の「501、502、503 外国人研究者受入れ促進事業」、「512 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」の推進を図る上で相乗的な効果を発揮する重要な措置である。

この特例の実施により、川崎臨海部が培ってきた環境対策に関する技術や産業技術が効果的かつ効率的に促進され、環境関連産業やロボット関連産業の発展と集積が見込まれるとともに、これらの技術により国際貢献を果たし、地域経済の活性化と地球環境の保全を目指す「国際環境特別区」の形成が加速すると判断できることから、特例措置の必要性や要件適合性があると認められる。

(2) その他
なし

別紙 3

1 特定事業の名称

(512) 地方公共団体の助成等による外国企業支店開設促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

川崎市国際環境特区内における「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当する、特区内に支店を開設又は勤務しようとする外国人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に關与する主体（アジア起業家村構想）

川崎市国際環境特区内における「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当する、特区内に支店を開設又は勤務しようとする外国人

(2) 事業が行われる区域

川崎市の区域の一部（川崎市川崎区の区域のうち県道東京大師横浜以南の区域）

(3) 事業実施期間

特区計画認定の日～

(4) 事業により実現される行為

(ア) 優秀な外国人研究者、起業家の受入れ促進による研究開発活動の活発化

(イ) 外国人研究者による研究成果を活かした産業活動の活発化

(ウ) 外国人研究者、起業家との人材交流による産学官の連携と推進

(エ) 外国人によるベンチャー企業の創出

(オ) これらの効果による「国際環境特別区」構想の実現

(5) 特例措置を受けようとする施設

| | |
|-----------------------|---|
| 機 関 | 川崎市経済局アジア起業家支援事業推進室 川崎市川崎区宮本町 1 |
| 施 設 | K S P - T H I N K |
| 所 在 地 | 神奈川県川崎市川崎区南渡田町 1 番 1 号京浜ビル |
| 所 有 者 | 川崎市川崎区南渡田町 1 番 1 号 (京浜ビル) J F E 都市開発(株)資産活用部 資産活用部長 藤森 隆 |
| 転貸する主体 | 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市長 阿部 孝夫 |
| 当該施設のうち特例措置を受けようとする部分 | 計 6 室 R 0 8 A、R 0 8 B、1 0 1、1 0 2、8 0 1、 8 0 2 |
| 施設概要 | 川崎市の方針のもと、民間主導により開発されたサイエンスパーク「テクノハブイノベーション川崎(T H I N K)」内にある京浜ビルの 2 階を用いて整備されたインキュベート施設。 アジア起業家村では、当地に進出を希望する外国企業に対して一定の期間、家賃補助等の優遇措置を行っている。 別添「川崎市アジア起業家村構想推進事業の拠点施設への入居に関する要綱」参照 |
| その他 | 今後の入居予定企業 3 社 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国 I T 関連企業 (A 社) 北京市上場企業を 5 社持つ企業グループ。I B M 等欧米一流企業とのプロジェクト実勢あり。本年 7 月 1 3 日に来川し、本市に拠点を設けたい意向を示している。 ・ 中国 I T 関連企業 (B 社) 雲南省昆明市のシンセン上場企業。銀行基幹システム、アプリケーション開発では業界大手。本年 7 月 1 3 日に来川し、対日投資の進出先として本市に関心を寄せている。 ・ 韓国 I T 関連企業 (C 社) ソウル市の I T 関連企業。日本進出に際し、本市はアジア企業誘致のために様々な計画があり、東京に地理的に近いという魅力があるので進出を希望している。 <p>現在の入居状況 平成 1 8 年 9 月現在 1 1 社</p> |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社VTECHMATE 平成16年11月29日入居 ベトナム ・ エコトロニクス株式会社 平成16年11月29日入居 韓国 ・ 株式会社エフイーシーオー 平成17年 2月 1日入居 中国 ・ 日本恒生ソフトウェア株式会社 平成17年 3月20日入居 中国 ・ 日中環境エンジニアリング株式会社 平成17年11月 1日入居 中国 ・ 中国宜興環保科技工業園・日中環境無害化技術移転センター 平成17年11月 1日入居 中国 ・ 株式会社華軽セラミック素材研究所 平成18年 3月 3日入居 中国 ・ 株式会社 統合ヘルスケア研究所 平成18年 3月24日入居 中国 ・ ITMG株式会社 平成18年 3月30日入居 中国 ・ 株式会社ユビナビ・リサーチ 平成18年 9月 1日入居 中国 ・ 株式会社アールイーエス 平成18年 9月 1日入居 韓国 |
|--|---|

(6) 事業が開始されなかった場合の措置

当該外国人が本邦に入国後、3ヵ月以内に事業を開始しない場合は、出入国管理及び難民認定法第22条の4に定める在留資格の取消しの対象となることから、本市は次のように対応する。

当該外国人の所在を確認の上、速やかに入国管理局から指定された官署に報告し、指示に基づき当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該出張所の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行う。なお、失踪した場合には、速やかに当該出張所に報告し、指示に基づき警察等の関係機関へも連絡する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 神奈川県、川崎市が規制の特例措置の必要性や条件適合性を認めた根拠

川崎市が進めているアジア起業家村構想は、「産業や市場が急速に拡大しているアジアのパワーにより、アジア地域の起業家を中心とするベンチャーの創造と国際的に活動するような企業の立地を図り、川崎における共同研究や産業のコミュニティ(村)を拠点として、世界に貢献する新産業を育てていく」ことを目的としている。

平成18年9月現在では、アジアの各地域から11社が進出し既に操業をはじめているが、今後さらに集積・拡大を図るためには、現在本市で行っている家賃補助などの優遇制度の他、現在認定されている「501、502、503外国人研究者受入れ促進事業」や「504特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」といった特定事業に加え、「512地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」という新たな特定事業が認定されれば大きなインセンティブになる。

こういったアジア起業家村構想を推し進めることにより、臨海部が活性化し臨海部再生につながるものとしたい。

また、この区域で特例措置の「512地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」の推進を図る上で、特例措置の「504特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」は、相乗的な効果を発揮する重要な措置である。

この特例の実施により、川崎臨海部が培ってきた環境対策に関する技術や産業技術が効果的かつ効率的に促進され、環境関連産業やIT関連産業の発展と集積が見込まれるとともに、これらの技術により国際貢献を果たし、地域経済の活性化と地球環境の保全を目指す「国際環境特別区」の形成が加速すると判断できることから、特例措置の必要性や要件適合性があると認められる。

(2) 特例措置の内容1(1)から(3)及び3の【要件】に該当すると判断した根拠

| 特例措置の内容 | 該当すると判断した根拠 |
|---|---|
| 1(1) 外国企業(地方公共団体において、事業の実施が確実に当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。)が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区内においてその事業の用に供する施設を地方公共 | 本市では、前記4(5)、5(1)にもあるとおり、アジア起業家村構想推進事業として、当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区内においてその事業の用に供する施設を助成の対象(家賃補助)として指定している。また、転貸するための必要な措置を講じているので |

| | |
|---|--|
| <p>団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。</p> | <p>条件を満たしている。(別紙「川崎市アジア起業家村構想推進事業の拠点施設への入居に関する要綱」参照)</p> |
| <p>1(2) 当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。</p> | <p>前記4(5)にもあるとおり、現在11社が入居しているが、今回の特例措置の追加により、さらに進出率がアップするものと思われる。</p> |
| <p>1(3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。</p> | <p>現在入居している11社は、環境関係4社、IT関係5社、その他2社で、今後の入居予定者は、IT関連3社であり、今回の特例措置が追加されれば、さらに産業の発展が見込まれるものと思われる。</p> |
| <p>【要件】 賃貸借が可能である施設が存在していること(ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。)</p> | <p>事業を行っている施設KSP-THINKは29部屋あり、現在アジア起業家村構想推進事業で11部屋、その他で12部屋使用しているため、6部屋が対象として存在している。(R08A、R08B、101、102、801、802)</p> |
| <p>【要件】 地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。</p> | <p>当該施設の所有者からの誓約書については、別添のとおり提出させている。 外国法人からの誓約書については、特定でき次第、提出させる。また、外国法人からの誓約書のかわりに、「規制の特例措置を受ける主体の特定状況」を添付する。</p> |
| <p>【要件】 本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設を斡旋する等、事業所の創設を確実に担保することが</p> | <p>当該企業が本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、速やかに契約書の写しを地方入国管理局へ提出する。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、本市において代替となる施設(KSP-THINKとして使用している部分以外のTHINKに現在空き部屋が京浜ビル8階に1</p> |

| | |
|--|--|
| <p>可能となるような措置を講ずること。</p> | <p>室、研究C棟に2室あり、指定された施設を使用できなくなった場合はこの3室のいずれかを斡旋できるようにビル所有者から承諾を得ている)を斡旋する等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずる。</p> |
| <p>【要件】 本邦に入国後、3ヶ月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。</p> | <p>当該企業が本邦に入国後、3ヶ月以内に事業所を設けて事業を開始することを契約書に明記し徹底を図る。また、本市は、当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行う。</p> |
| <p>【要件】 当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方入国管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行うこと。</p> | <p>当該企業が、当該期間内に事業を開始しない場合は、当該企業が「入居に関する要綱」第10条第2項第8号の退去項目に該当するため、本市は当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方入国管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行う。</p> |
| <p>【要件】 施設の所有者と地方公共団体等における、当該施設に係る転貸借の契約書等の写しを地方入国管理局に提出すること。</p> | <p>本構造改革特別区域計画が認定を受けた後、速やかに当該施設に係る転貸借の契約を締結し、契約書の写し等の関係書類を地方入国管理局に提出する。</p> |

(3) その他
なし